

職場環境要件の掲示について

当法人は、「介護職員処遇改善加算」を算定しております。

算定要件である「見える化に要件」に基づき、賃金以外の具体的な取り組みを下記に掲示いたします

区分	職場環境等要件項目	
入職促進に向けた取組	1.職場法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・取り組みなど 4 体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	1.各事業所と連携し、月1回運営状況の確認、また課題解決のため管理者会議を開催。また隔月役付職員の運営会議を開催し課題や報告、情報を共有している。 4.実習生の積極的な受入れと地域行事への協力、広報誌の発行など
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	5.働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門的の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 8.上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	5.・各研修への参加、社会福祉士・介護福祉士合格者へ受験料などの経費一部助成、社会福祉主事受講の旅費の支給など 8.事務局長を相談窓口とし、朝礼などで声掛けを実施しキャリアアップの促進を進めている
両立支援・たよやかな働き方の推進	11.有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている 12.有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。	11.公休以外の希望休をシフトごと各職員に確認し、付与日数のうち50%以上を取得目標として、声掛けをしている 12.業務分担表やマニュアルを作成し共有している。
腰痛を含む心身の健康管理	14.短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の整備等健康管理対策の実施 16.事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。	14.休憩室の整備と、短時間労働者の健康診断への助成 16.ヒヤリハットなど事故トラブル時のマニュアル作成

区分	職場環境等要件項目	当法人としての取組
生産向上の為の業務改善取組（3つ）	<p>17.厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制の構築を行っている。</p> <p>20.業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</p> <p>21.介護ソフト及び情報端末の導入</p>	<p>17.「生産性向上ガイドブック」の課題把握シートを活用し、課題改善を進めていく。</p> <p>20.手順書や報告書の作成</p> <p>21.介護ソフト、スマートフォン、タブレットなどの導入</p>
やりがい・働きがいの醸成	<p>25.ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職場環境やケア内容の改善</p> <p>27.利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p>	<p>25. 職場環境、ケアの内容を確認。改善するため、朝と定期的なミーティングを行なっている、</p> <p>27.ケア方針や介護保険の制度について事業所ごと研修をおこなっている</p>

社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会